

8 焼損事故

焼損事故とは、火災の3要素が1つでも該当しないものをいい、ひとたび間違えると火災になる恐れがある事故で、当市では、焼損事故に関しても火災と同様に、事故原因の調査を実施している。

(備考) 火災の3要素とは

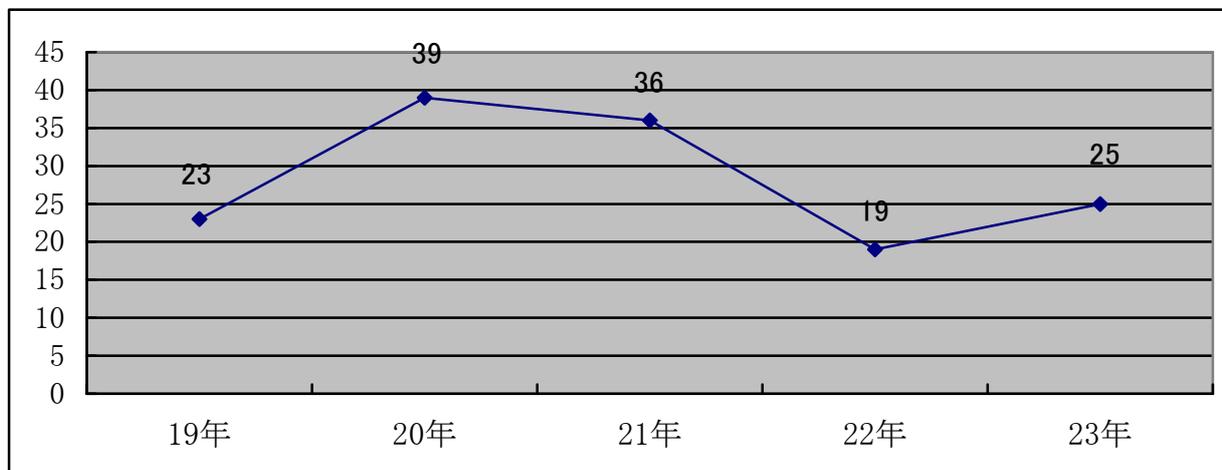
- 1 人の意図に反して又は放火により発生すること。
- 2 消火の必要がある燃焼現象であること。
- 3 消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とすること。

(1) 発生状況～前年より6件増加～

平成23年中の焼損事故件数は25件で、前年に比べ6件の増加となっている。

焼損事故件数の推移は、図8-1-1に示すとおりである。

図 8-1-1 焼損事故件数の推移（最近5年間、単位：件）

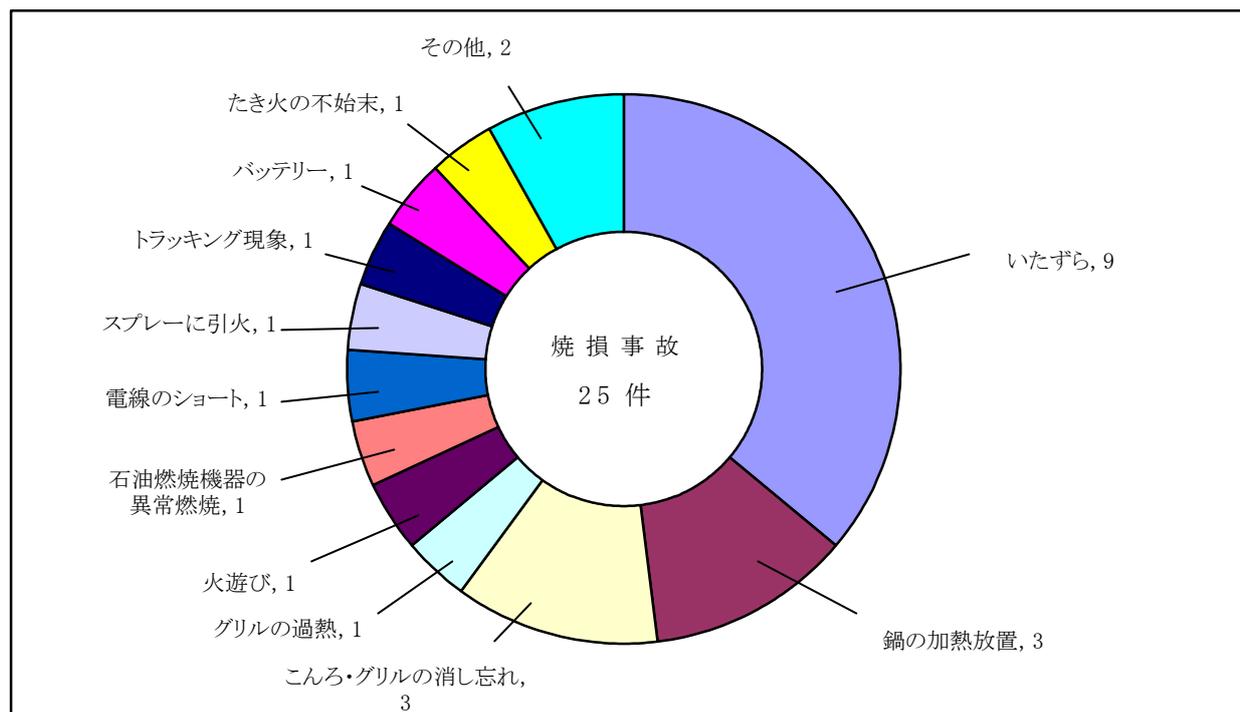


(2) 発生原因～「いたずら」が多数～

平成 23 年中の焼損事故を原因別にみると、「いたずら」による発生件数が 9 件と最も多く、全焼損事故の 36.0% を占め、次いで、「鍋の加熱加熱」及び「こんろ・グリルの消し忘れ」がそれぞれ 3 件（12.0%）となっている。

焼損事故の原因は、図 8-2-1 に示すとおりである。

図 8-2-1 焼損事故の原因（単位：件）



(3) 住宅用火災警報器～奏功事例が 4 件～

平成 23 年中の焼損事故の中で、住宅用火災警報器の設置を要する箇所で発生したものは 7 件（他 1 件は、自動火災報知設備設置済み）となっており、そのうち、住宅用火災警報器が設置されていた件数は 5 件で、設置率は 71.4% となっている。

設置されていた 5 件のうち、住宅用火災警報器が発報したものは 4 件（80.0%）となっている。

奏功事例とは、住宅用火災警報器の発報により、居住者若しくは付近住民に確認され、被害が拡大することを未然に防いだものである。

焼損事故発生状況は、表 8-3-1 に示すとおりである。

表 8-3-1 平成 23 年中の焼損事故発生状況

No.	発生場所	発生箇所	原因	その他
1	共同住宅	台所	鍋の加熱放置	
2	住宅	台所	グリルの過熱	
3	市道	路上	火遊び	
4	電車内	座席	その他	
5	堤防	河川敷	焚き火の不始末	
6	官公庁	空調設備	その他	
7	住宅	居間	石油燃焼器具の異常燃焼	
8	共同住宅	台所	グリルの消し忘れ	奏功事例
9	共同住宅	台所	こんろの消し忘れ	奏功事例
10	住宅	台所	こんろの消し忘れ	奏功事例
11	共同住宅	外壁	いたずら	
12	公園	敷地内	いたずら	
13	共同住宅	敷地内	いたずら	
14	公園	倉庫の張り紙	いたずら	
15	学校	校庭	いたずら	
16	学校	校舎	いたずら	
17	市道	電柱	電線のショート	
18	共同住宅	台所	鍋の加熱放置	自動火災報知設備
19	高速道路	高架下	いたずら	
20	公園	グラウンド	いたずら	
21	共同住宅	浴室	スプレーに引火	
22	官公庁	自動販売機	トラッキング現象	
23	住宅	居間	バッテリー	
24	住宅	台所	鍋の加熱放置	奏功事例
25	公園	敷地内	いたずら	